

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱

(目的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力ホールディングス株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 別表1に掲げる市町村から推薦のあった者
- (2) 別表2に掲げる団体から推薦のあった者
- (3) 学識経験者

- 2 前項(3)の学識経験者は、知事が選任する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。
- 4 会議には、議長を1名置く。
- 5 議長は、学識経験者より選任する。
- 6 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 7 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要な都度、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、会議における説明者として、別表3に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 会議では、次の事項に関する協議等を行う。

- (1) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- (3) 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組状況
- (4) 前各号のほか、原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保の取組状況等

(庶務)

第5条 会議の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

別表 1

	1	い	わ	き	市
	2	田	村	市	
	3	南	相	馬	市
	4	川	俣	町	
市	5	広	野	町	
	6	檜	葉	町	
町	7	富	岡	町	
	8	川	内	村	
村	9	大	熊	町	
	10	双	葉	町	
	11	浪	江	町	
	12	葛	尾	村	
	13	飯	館	村	

別表 2

	1	福	島	県	女	性	團	體	連	絡	協	議	會
	2	公	益	財	團	法	人	福	島	縣	老	人	俱
	3	福	島	縣	P	T	A		福	島	縣	連	合
	4	福	島	縣	消	費	者	團	福	島	縣	連	合
	5	福	島	縣	生	活	協	同	福	島	縣	連	合
	6	福	島	縣	觀	光	物	產	福	島	縣	觀	光
	7	福	島	縣	旅	館	ホ	テ	福	島	縣	旅	館
	8	福	島	縣	飲	食	業	生	福	島	縣	飲	食
	9	福	島	縣	商	工	會	衛	福	島	縣	商	工
	10	福	島	縣	商	工	會	生	福	島	縣	商	工
	11	福	島	縣	中	小	企	業	福	島	縣	中	小
	12	福	島	縣	農	業	協	同	福	島	縣	農	業
	13	福	島	縣	漁	業	協	組	福	島	縣	漁	業
	14	福	島	縣	森	林	組	合	福	島	縣	森	林
	15	福	島	縣	酪	農	業	協	福	島	縣	酪	農

別表 3

機 関	1	東京電力ホールディングス株式会社
	2	経 濟 産 業 省
	3	原 子 力 規 制 委 員 会